

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年11月18日 04時30分ごろ
発生場所	千葉県南房総市乙浜漁港南方沖 乙浜港南防波堤灯台から真方位248° 1,000m付近 (概位 北緯34° 54.3′ 東経139° 55.1′)
事故の概要	漁船丸勝丸は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	平成28年11月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 丸勝丸、1トン
船舶番号、船舶所有者等	CB3-82596（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機が水没
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約20℃ 日出時刻：06時17分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、漂流中、乗組員が左舷船首部に 立って揚網作業を行っていたところ、右舷正横から波高約1mの波を 受け、左舷側に傾斜して転覆した。 船長及び乗組員は、救命胴衣を着用しており、海中に投げ出された が、僚船に救助された。 本船は、僚船により、乙浜漁港にえい航された。 本船は、本事故発生場所付近での操業が初めてであった。
分析	本船は、漂流中、右舷正横から波高約1mの波を受けたことから、 左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、漂流中、右舷正横から波高約1mの波を 受けたため、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・波の状況等に注意を払い、横波を受けないようにすること。